

計 画 期 間  
令和6年度～令和8年度

飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画  
(飼養衛生管理指導等計画)

令和6年4月

北 海 道

## 目次

	ページ
はじめに	1
第1章 北海道における畜産の現状及び伝染病の発生状況を踏まえた家畜衛生上の課題と飼養衛生管理に係る指導等に関する基本的な方向について	1
1 北海道の畜産の現状	1
2 北海道における伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題	1
(1) 家畜種毎の課題	1
(2) 関係者における課題	4
(3) 海外等からの病原体の侵入に係る課題	4
(4) 飼養衛生管理基準の遵守に係る課題	4
3 飼養衛生管理基準の指導等の実施に関する基本的な方向	5
(1) 飼養衛生管理基準の遵守に係る指導について	5
(2) 飼養衛生管理基準以外の飼養衛生管理の指導について	5
第2章 北海道における家畜の伝染性疾患サーベイランス計画について	7
1 実施方針	7
2 家畜の伝染性疾患サーベイランス計画	7
(1) 全国的サーベイランス	7
(2) 地域的サーベイランス	8
第3章 重点的に指導を実施する事項について	9
1 重点的に指導等を実施する飼養衛生管理基準の事項及び指導方針	9
(1) 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導方針	9
(2) 指導等を実施する家畜種、地域及び実施方法	10
(3) その他まん延防止対策を推進させるために指導する事項	10
2 飼養衛生管理基準以外の飼養衛生管理の事項	11
第4章 家畜の所有者、自衛防疫組織及び協議会等による飼養衛生管理の遵守の取組について	12
1 家畜の所有者による取組に係る指導方針	12
(1) 飼養衛生管理者の選任	12
(2) 飼養衛生管理者に対する研修	13
(3) 飼養衛生管理者への情報提供	13

(4) 分割管理への対応	13
2 自衛防疫組織及び協議会等による取組に係る指導方針	14
(1) 自衛防疫組織及び協議会の設置状況	14
(2) 自主的措置の活性化に関する方針	15
第5章 北海道による飼養衛生管理に関する指導体制について	17
1 本道の指導体制の整備	17
(1) 家畜防疫員の確保及び育成	17
(2) 年間指導スケジュール	17
(3) 飼養衛生管理基準の遵守指導に係る命令違反者の公表	18
第6章 海外悪性伝染病発生時の緊急的な指導や動物園等の農場以外の施設への対応 に関する事項について	19
1 悪性伝染病発生時の緊急的な指導について	19
2 動物園等の農場以外の施設への対応について	19
3 その他の重点取組事項について	19

## はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「家伝法」という。）の令和2年7月の改正により追加された第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針（以下、「指針」という。）及び家伝法第12条の3の4に基づき、定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- 3 指針の改正、道内の家畜の伝染性疾病の発生の状況や指導の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、本計画を改正する。

## 第1章

### 北海道における畜産の現状及び伝染性の発生状況を踏まえた家畜衛生上の課題と飼養衛生管理に係る指導等に関する基本的な方向について

家伝法第12条の3の4第2項第1号  
飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 北海道の畜産の現状

【北海道の酪農・畜産をめぐる情勢】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/71810.html>



本道における主な家畜の飼養頭数は、乳用牛 846,100 頭、肉用牛 553,300 頭、豚 727,800 頭、採卵鶏 5,256 千羽、ブロイラー 5,180 千羽、めん羊 11,168 頭、軽種馬（繁殖雌馬）10,236 頭、重種馬 2,743 頭であり、広大な土地資源を生かした大規模な畜産経営が展開されている。農業産出額に占める畜産の割合は、全国の 22.5%と、国内最大の畜産地域となっている。（令和5年6月現在）

#### 2 北海道における伝染性疾病的発生状況及び家畜衛生上の課題

【北海道内における家畜の伝染性疾病的発生状況】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/densenseisippe.html>



##### (1) 家畜種毎の課題

家畜種	主な伝染性疾病的発生状況	家畜衛生上の課題
牛	本道では牛の家畜伝染性疾病的発生が最も多く、特に感染症対策に長期間を要するヨーネ病の対策農場が増加傾向にあるほか、サルモネラ症の発生も増加傾向にある。 また、令和4年には、平成23年以来11年ぶりのアカバネ病の流行が確認された。 その他、牛ウイルス性下痢の発生は各地域で	中小規模の牛の飼養農場が多数あるほか、数千頭規模の牛を飼養している法人経営の農場が増加傾向にある。また、若齢期の牛を専門に育成するための預託施設も増えてきており、地域の農場から一部の預託施設に牛が集約される場合や、全国から本道に預託牛が移動してきている場合など、牛の移動に伴う伝染性疾病的の侵入

	<p>の取組により減少しているが、牛伝染性リンパ腫の発生は依然として増加傾向にある。</p>	<p>リスクの増加が課題である。</p> <p>本道の酪農・畜産経営は、高齢化や後継者不足により担い手が減少しているほか、飼料等生産資材価格の高騰により、慢性的な労働力不足や経営の悪化が問題となっており、時間的又は経済的理由から所有者の取組だけでは、細かな飼養衛生管理に対応しきれない状況にある。加えて、家畜保健衛生所の職員数に対する酪農・畜産農家戸数の割合が非常に高く、限られた人員による、より効率的かつ効果的な飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の実施が喫緊の課題となっている。</p>
豚	<p>平成 30 年以降、国内での感染が拡大している豚熱について、本道での発生は確認されていない。</p> <p>また、平成 26 年に流行し、令和元年を最後に発生がなかった豚流行性下痢については、令和 4 年に 3 年ぶりの発生が確認された。</p> <p>その他、豚丹毒やサルモネラ症などの発生が散発している。</p>	<p>本道の養豚場は、中小規模の生産農場が減少傾向にあり、養豚専属の獣医師が少ないなど、養豚に携わる関係者が年々減少してきているため、各種の課題に対応できる有識者の確保が課題である。飼養衛生管理基準の遵守に当たっては、養豚場の構造や生産体系に左右される場合が多い。</p> <p>また、令和 5 年 8 月の九州における豚熱発生を契機に、本道以外の全ての都府県が予防的ワクチン接種地域となっていることから、特に豚の流通以外のリスク要因である、人、物、車両等の移動による侵入リスクへの対応強化及び食品循環資源を原材料とする飼料の利用に係る法令遵守の徹底が必要である。</p> <p>さらに、愛玩用豚（ミニブタ、マイクロブタ等）の飼養者、ペットショップ等に対する豚の伝染性疾病及び販売、購入、飼養等に係る家畜衛生上の留意事項に関する知識の普及・啓発が課題である。</p>
家きん	<p>近年、毎シーズン全国的な流行が継続している高病原性鳥インフルエンザについては、道内においても、令和 3 年シーズンに 52 万羽規模の大規模養鶏場やエミュー飼養農場を含む 4 事例で発生が確認され、令和 4 年シーズンには、10 月～11 月に 2 事例、3 月～4 月に 3 事例の発生が確認された。</p> <p>その他、鶏伝染性気管支炎やサルモネラ症の</p>	<p>本道の家きん飼養農場のうち、企業化された大規模養鶏場では、飼養衛生管理が徹底されている場合が多いが、飼養規模に応じた適切な人数の飼養衛生管理者（家伝法第 12 条の 3 の 2 に規定する飼養衛生管理者をいう。）の確保が重要である。一方、家族経営等の中小規模の農場にあっては、防鳥ネットの設置等による野生動物の侵入防止対策は徹底されているものの、</p>

	<p>発生が散発している。</p>	<p>高齢化や後継者不足による労働力の減少や施設の老朽化などにより、必ずしも飼養衛生管理が行き届いていない課題もある。</p> <p>近年、渡り鳥の飛来シーズンにおける野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ検出事例が増加しており、全ての家きん所有者においてリスク期間中のより一層厳格な飼養衛生管理の徹底が求められている。また、本病が複数の大規模農場で発生した場合には、鶏卵等の需給に大きな影響を及ぼすため、被害を最小限に抑えるための取組が重要となっている。</p> <p>さらに、日頃の飼養衛生管理を確認する獣医師について、大規模養鶏場で専属の獣医師が確保されていることに比べ、中小規模の養鶏場において診療を行う養鶏専属の獣医師が少ないことも課題となっている。</p>
馬	<p>競走馬の主要な生産地である日高や胆振地方において、馬鼻肺炎による流産や死産、若齢期における細菌やウイルスによる伝染性疾患の発生など、生産地に特有な伝染性疾患が確認されている。</p> <p>また、令和3年に十勝地方で8シーズンぶりとなる馬パラチフスの発生が確認され、当該シーズンで2戸16頭発生し、さらに令和4年10月～11月にも同地方で1戸2頭の発生が確認された。</p>	<p>馬飼養牧場のうち、競走馬や乗用馬については、国内外の競馬や馬術競技等並びに繁殖等のための施設利用を含む牧場間の移動及び輸入による伝染性疾患の侵入やまん延リスクが課題である。</p> <p>また、軽種馬の主要な生産地以外では、馬を専門的に診療することのできる獣医師が少ないことも課題となっている。</p>
めん羊 山羊	<p>日頃から生産性を阻害する疾病として寄生虫の感染等が確認されており、一部地域においては、ヨ一ネ病の発生が確認されている。</p> <p>その他、近年は、山羊関節炎・脳炎の発生も散発している。</p>	<p>めん羊や山羊では、肥育又は搾乳を目的として専門的な知識のもと、多頭数を飼養する農場もあるが、ほとんどが家畜飼養農場や畑作農家等で草刈り作業や愛玩目的のために飼養されている。そのため、所有者においてもめん羊や山羊の飼養衛生管理に精通する者が少なく、牛の施設を利用して飼育する等により牛の伝染性疾患がめん羊に感染する事例が確認される等、日頃の飼養衛生管理の理解及びその徹底に課題がある。また、このような愛玩目的で飼養されているめん羊や山羊は、家畜市場又は家畜商を介さずに取引されることが多く、このことにより</p>

		<p>伝染性疾病の発見が遅れ、まん延のリスクが高まることが課題となっている。</p> <p>さらに、動物園やふれあい牧場等の展示用動物のように不特定多数の者が多く集まる施設においても飼養されており、来場者に対する飼養衛生管理の周知・徹底に課題がある。</p>
--	--	---

## (2) 関係者における課題

飼養衛生管理については、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守する義務が明確になっているものの、その本質は、個々の農場のみならず地域が一体となって、伝染性疾病の侵入防止対策及びまん延防止対策に取り組むことにあり、各市町村、生産者団体、臨床獣医師、飼料販売会社、輸送業者、乳業会社、家畜死体処理業者、家畜運搬業者等の畜産関係団体が一体となって、地域の飼養衛生管理の高位平準化を図るための体制整備や意識の向上が課題となっている。

## (3) 海外等からの病原体の侵入に係る課題

本道は、畜産業とあわせて資源が豊富な観光業も主産業であることから、外国人旅行者が多く、また、一定頭羽数以上の家畜を飼養している農場の場合、外国人従事者（外国人技能実習生を含む）を多数雇用している場合もあることから、旅行者が国外からの肉製品等を違法に持ち込むほか、外国人従事者の母国から届く国際郵便物に含まれる肉製品等についても、注意が必要である。

また、外国人従事者とのコミュニケーションを図る上で言葉の壁があり、飼養衛生管理基準を十分理解させるための体制整備が課題になっている。

## (4) 飼養衛生管理基準の遵守に係る課題

### 【家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表（農林水産省）】

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)



本道の家畜の所有者からの定期報告における飼養衛生管理基準の自己点検では、全般的に大規模所有者の遵守率がそれ以外の農場の遵守率に比べ高い傾向にある。

また、牛や馬の飼養農場より豚や家きんを飼養する農場の方が、遵守率が高い傾向にあり、特に衛生管理区域専用の衣服・靴の使用や車両の消毒等の病原体の侵入防止の実施に差が認められる。

一方、家畜の所有者による自己点検では、所有者自らがより高い基準で不遵守と判断している例や逆に基準に達していないが所有者が遵守と判断していた例等、地域における衛生レベルの高位平準化を図るためには、家畜の所有者が飼養衛生管理基準についての最低限守らなければならない遵守内容等を十分に理解する必要がある。

そのため、家畜保健衛生所の巡回指導時に自己点検と差がある遵守項目について繰り返し

し助言を行う等、自らの農場の衛生レベルをより高くするためにどのように取り組むべきなのか十分に理解してもらうことに課題がある。

### 3 飼養衛生管理基準の指導等の実施に関する基本的な方向

以上を踏まえ、本道における飼養衛生管理基準に係る指導等の基本的な方向を次のとおり定め、家伝法第12条の3の4に基づき策定した本計画により推進する。

なお、家畜の所有者の遵守状況については、定期報告による自己点検結果を家畜保健衛生所が確認の上、巡回指導時における確認結果との照合、不遵守事項の確認及び改善に向けた助言を基本とし、飼養衛生管理の高位平準化が達成されるよう推進する。

#### (1) 飼養衛生管理基準の遵守に係る指導について

家畜の所有者は、飼養する家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に第一義的責任を有していることから、道は、家畜の所有者に対して、飼養衛生管理基準の遵守はもとより、特に重点的に取り組む項目の徹底や、従業員を含め衛生管理区域内に入る全ての者が当該基準の主旨を理解した上で遵守するよう、農場における飼養衛生管理マニュアルの整備について指導する。

また、家畜の所有者に対し、遵守内容が十分理解できるようホームページや広報等でわかりやすく提示し、家伝法第12条の4に基づく毎年の定期報告と併せ、定期的に自己点検による遵守状況の確認を行うよう促す。特に、高病原性鳥インフルエンザに対しては、季節により発生リスクが高まる期間中の継続した自己点検を、国内で発生が継続している豚熱に対しては、年間を通じた定期的な自己点検を強化し、その結果を道に報告するよう指導する。

自衛防疫組織等に対しては、畜産経営が飼料や資材の調達や家畜の出荷など、地域全体に関連する産業であることから、道は、地域においてより強固な伝染性疾病対策の体制を構築するよう助言・指導を行うとともに、農場に出入りする各市町村、生産者団体、臨床獣医師のほか、飼料販売会社、輸送業者、乳業会社、家畜死体処理業者、家畜運搬業者等の畜産関係事業者に対し、農場で取り組む飼養衛生管理を遵守するよう周知徹底を図る。

さらに、地域の衛生管理体制の高位平準化を図るため、家畜の所有者からの自己点検結果を関係者で共有し、地域段階で解決できる課題の洗い出しや体制の構築に努める。

また、家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対して、定期報告や自己点検結果、地域ごとの改善に向けた取組状況などを確認するとともに、従前からの指導経過等を踏まえ、必要に応じて、関係者と連携の上、巡回、電話、写真等により農場の状況を確認し、指導を行う。

#### (2) 飼養衛生管理基準以外の飼養衛生管理の指導について

飼養衛生管理基準は、悪性伝染病の侵入防止対策及びまん延防止対策を主体に定められていることから、生産性を阻害する疾病や、本道で発生が確認されているヨーネ病や牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、サルモネラ症、豚丹毒、豚流行性下痢等の伝染性疾病については、日頃の飼養衛生管理に関して、各伝染性疾病の要領及びガイドラインに従うことと



し、特に伝染性疾病の発生農場や周辺地域に対しては、指導の継続と清浄化のための対策を徹底する。

## 第2章

### 北海道における家畜の伝染性疾病サーベイランス計画について

家伝法第12条の3の4第2項第2号

家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

畜産経営の大規模化や集約化が進んでいる中、万が一、家畜の伝染性疾病が発生した場合、被害が広範囲に及ぶ可能性が高いことから、疾病ごとにその浸潤状況や動向を把握し、まん延防止のための措置を講ずる必要があるため、伝染性疾病ごとにサーベイランス検査を実施する。

特に本道は、家畜の飼養戸数や飼養頭数が、全国と比較しても規模が大きく、また、飼養場所も広範囲に点在しており、家畜や畜産物の流通も広域化するなど、家畜の伝染性疾病の発生や損耗等の影響が拡大傾向にあることから、家畜の伝染性疾病の発生状況や動向を把握するための所要の検査を実施することで、防疫対策に万全を期する。

#### 1 実施方針

- (1) 家伝法や各伝染性疾病の対策要領、ガイドラインに基づき検査を実施することで、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止を図るとともに、自衛防疫の徹底について指導することで、伝染性疾病の清浄化の推進と保持を図る。
- (2) 輸移入家畜による伝染性疾病の侵入を防止するため、畜産関係者と連携の上、輸移入家畜の着地検査を徹底する。
- (3) 実施した検査結果について分析を行うとともに、広報等を活用し、当該情報の共有に努めるとともに、家畜防疫及び飼養衛生管理に係る知識や思想の普及、自衛防疫の重要性について意識の向上と定着を図る。

#### 2 家畜の伝染性疾病サーベイランス計画

##### (1) 全国的サーベイランス

家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」及び国より年度ごとに通知される実施方針に基づき、監視伝染病の発生状況等を把握するための検査を実施する。

家畜種	疾病	目的	実施の方法
牛	ブルセラ症 結核	清浄性の確認	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、輸入牛を対象に結核のサーベイランスを、輸入牛、種雄牛及び流産牛を対象にブルセラ症のサーベイランスを実施。
牛	ヨーネ病	撲滅に向けた感染牛の摘発と清浄性の確認	「北海道ヨーネ病防疫対策実施要領（平成4年9月7日酪畜第971号）」に基づき、5年を1巡として、繁殖の用に供する24か月齢以上の雌牛及び種畜牛を対象にサーベイランス

		認	を実施。
牛	牛海綿状脳症	清浄性の確認	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）及び牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針防疫指針（平成 27 年 4 月 1 日農林水産大臣公表）に規定される検査対象牛のサーベイランスを実施。
めん羊 山羊	伝達性海綿状脳症	撲滅に向けた感染畜の摘発と発生状況の確認	伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル（平成 15 年 6 月 17 日付け 15 生畜第 1337 号農林水産省生産局畜産部長通知）に規定される検査対象畜のサーベイランスを実施。
豚	オーエスキー病	清浄性の確認	北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領（平成 3 年 7 月 2 日酪畜第 664 号）に基づき、種畜検査が実施される豚及び輸移入豚を対象にサーベイランスを実施。
豚	豚熱 アフリカ豚熱	発生の予察	北海道における豚熱及びアフリカ豚熱の清浄性維持のための対策に関する要領（平成 19 年 7 月 2 日畜産第 780 号）に基づき、抗体保有状況調査（豚熱のみ）及び病性鑑定材料を用いたサーベイランスを実施。
家きん	高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ	発生の予察	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）に基づき、毎月の定点モニタリング及び渡り鳥の飛来シーズンにあわせて、10 月から翌年 5 月までの間、計画的に強化モニタリングを実施。
牛	アカバネ病	流行の予察	牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領（令和 3 年 3 月 8 日付け 2 消安第 5810 号）に基づき、道が定めた地域において、未越夏牛（前年 11 月から当年 4 月までに生まれたもの）又は抗体陰性牛（アカバネ病ワクチン未接種）を対象に、6 月下旬、8 月中旬、9 月下旬及び 11 月中旬にサーベイランスを実施。

## （2）地域的サーベイランス

牛のウイルス性呼吸器病、豚繁殖・呼吸障害症候群等、全国的なサーベイランスには含まれていないが、本道全域において伝染性疾病の動向を把握する必要があるもの、又は地域の実情に応じて流行等の動向について把握が必要な疾病について、地域的サーベイランスを実施する。

### 第3章

## 重点的に飼養衛生管理に係る指導を実施する事項について

家伝法第12条の3の4第2項第3号

重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

### 1 重点的に指導等を実施する飼養衛生管理基準の事項及び指導方針

飼養衛生管理基準は、衛生管理区域内に病原体を侵入させないための衛生管理、伝染性疾病が発生した場合の拡散防止及びまん延防止のための衛生管理、特に悪性伝染病が発生した際に迅速に封じ込めるための早期の発見が重要であることを踏まえ、本道においては、以下の内容を重点事項として、家畜の所有者及び飼養衛生管理者並びに関係事業者等へ遵守の徹底を指導するとともに、地域において関係者が日頃から当該内容を徹底、点検、改善できる体制を構築の上、発生予防に係る対策を推進する。

#### (1) 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導方針

重点的に指導等を実施すべき事項	該当する飼養衛生管理基準の事項	指導方針
衛生管理区域及び畜舎に出入りする者、車両、物品等を介した病原体の侵入を防止するための対策の徹底	① 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 ② 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 ③ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 ④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(馬を除く) ⑤ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ⑥ 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置 ⑦ 処理済み飼料の利用(豚に限る) ⑧ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ⑨ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑩ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ⑪ 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 ⑫ 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ⑬ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	家畜の伝染性疾病の病原体が衛生管理区域内に持ち込まれないよう、区域内への必要のない者の立入制限、不要な物品の持ち込み制限、並びに区域や畜舎へ出入りする者、車両、物品について、消毒の徹底を指導する。 また、食品循環資源を利用する豚等飼養農場については、適正な処理及び交差汚染防止対策の徹底を指導する。
衛生管理区域及び畜舎に野生動物を介した病原体の侵入を防止するための対策の徹底	① 野生動物の侵入防止、死体の適正な保管等 ② 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止 ③ ねずみ及び害虫の駆除(馬を除く)	野生動物による疾病発生リスク低減のため、ネット等を用いた侵入防止対策徹底、飼料や死体の適切な保管、ねずみ等の駆除について指導を行う。

<p>家畜の伝染性疾病が農場へ侵入した場合の早期発見及び早期通報の徹底</p>	<p>① 通報ルールの作成等（大規模所有者のみ。馬を除く）          ② 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止（馬を除く）          ③ 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>万が一、家畜の伝染性疾病が農場内に侵入した場合、農場からの拡散防止の徹底や周辺地域への早期の注意喚起が重要となるため、日頃から家畜の健康観察や異状を呈した家畜が発見された場合の早期の通報の徹底について指導を行う。</p>
---	---	---

## (2) 指導等を実施する家畜種、地域及び実施方法

家畜の伝染性疾病の発生場所を事前に特定することは困難であることから、全道各地の衛生管理を平準化することが重要となり、そのために道は、飼養衛生管理基準の対象となる全家畜種について指導を徹底する必要がある。

本道の重点事項を家畜の所有者が日頃から確認できるよう、道は、飼養衛生管理マニュアルに明記するとともに、家伝法第12条の4に基づく定期報告において、本道の重点事項が遵守されているかどうか、地域関係者や家畜防疫員が確認を行うこととする。また、道が巡回指導を行う際には、国の手引きやチェック表等を活用して遵守状況を確認するとともに、重点事項について十分な説明を行うことで遵守の徹底を図る。

## (3) その他まん延防止対策を推進させるために指導する事項

### ① 埋却地の確保等に備えた措置

万が一、悪性伝染病の発生が確認された場合、迅速に初動防疫を実施するため、患畜等については家伝法第21条に基づき焼却や埋却等の処置を行う必要がある。

本道では、防疫措置について埋却を原則とし、家畜等所有者に対して複数の埋却地を確保するよう指導するとともに、埋却地の使用について周辺住民の理解を得るよう指導する。

なお、家畜の所有者が直ちに埋却地を確保できない場合や、湧水や地質等の影響により確保した埋却地が使用できない事が想定される場合は、市町村有地等の代替地の活用や、焼却等の埋却以外の処理方法の活用の調整についての取組みを行うよう、当該所有者に指導する。

道は、家畜の所有者によるこれらの取組みが円滑に行われるよう、市町村等の関係機関へ助言する。

### ② 豚及び家きんの大規模所有者における対応計画の策定

家畜伝染病予防法施行規則第21条の5の第9項に規定される頭羽数以上を飼養する豚及び家きんの所有者（以下「大規模所有者」という。）のうち、「家畜伝染病予防法施行規則別表第二の二の5の(3)及び三の5の(3)の規定に基づく都道府県知事が認める者について」（令和3年10月1付け畜産第1305号（北海道告示第11243号））によ

り提示した頭羽数の家畜等を飼養する大規模所有者（豚及びいのしし：1万頭以上、家きん：20万羽以上）については、防疫措置に時間を要し、動員人員及び防疫資材等の必要量が多くなることが想定されることから、飼養衛生管理基準に基づく対応計画の策定について指導する。

対応計画の策定については、農場における円滑な初動防疫を推進するため、各（総合）振興局が各家畜保健衛生所と連携して整備している防疫計画（防疫の実施計画、人員の動員計画、資材の使用計画等）を所有者や関係者と共有の上、内容について不断の精査を行う

なお、対応計画の策定が義務付けられている所有者に限らず、悪性伝染病発生時の防疫措置については全ての家畜所有者がその一義的責任を有していることを認識させるとともに、当該所有者に対しては、防疫作業に使用する重機、排せつ物等処理設備及び資材のリストアップ並びに当該重機等を取り扱える者の確保、作業スペースの十分な確保等、所有者が担う責任と役割を明確化し、防疫措置の円滑な実施に向けた農場側の体制を整備するよう、指導する。

## 2 飼養衛生管理基準以外の飼養衛生管理の事項

飼養衛生管理基準に規定されていない各伝染性疾病に特有の飼養衛生管理については、各種対策要領やガイドライン等に基づき行う必要がある。当該疾病の対策農場に対して、以下の該当する事項について個別に指導を行うとともに、発生予防対策にもつながることを踏まえ、広報等の活用により広く周知する。

- (1) 牛においては、若齢期における母畜からの伝染性疾病の感染を防ぐための母子の早期分離
- (2) 牛においては、未処理のプール初乳の給与中止や加温処理した初乳の給与
- (3) 発生予防対策及びまん延防止対策としてのワクチン接種の励行
- (4) 牛、馬、繁殖豚においては、注射針の1頭1針の徹底、また、直検手袋の1頭毎の交換、除角器等の器具の1頭毎の消毒の徹底
- (5) と畜場や集合施設における消毒の徹底

(参考)

- ・北海道ヨーネ病防疫対策実施要領（平成4年9月7日酪畜第971号）
- ・牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン（平成28年4月28日付け28消安第734号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）
- ・牛白血病に関する衛生対策ガイドライン（平成27年4月2日付け農林水産省公表）
- ・豚流行性下痢防疫マニュアル（平成26年10月24日付け農林水産省公表）

## 第4章

# 家畜の所有者、自衛防疫組織及び協議会等による飼養衛生管理の遵守の取組について

家伝法第12条の3の4第2項第4号

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者又はその組織する団体が行う当該家畜の飼養に係る衛生管理の向上のための自主的措置を助長する措置に関する事項

### 1 家畜の所有者による取組に係る指導方針

#### (1) 飼養衛生管理者の選任

道は、家畜の所有者に対して、家畜を飼養する農場の衛生管理区域ごとに、家畜の飼養衛生管理者を選任するよう指導する。選任する者については、当該農場で日頃から家畜の飼養衛生管理に携わっている者とするよう助言するとともに、従業員から選任される場合等にあつては、従業員の作業内容を指導、統括できる権限を有する者から選任するよう助言する。

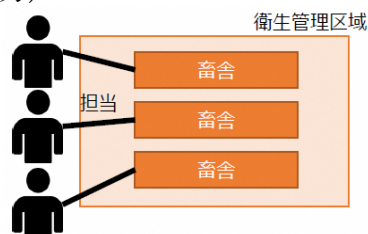
なお、飼養衛生管理者の選任状況については、毎年の定期報告により確認するとともに、変更等があつた場合は、市町村等の関係機関を通じ、その都度、届出を行うよう指導する。

飼養衛生管理区域が複数ある場合、原則として当該区域ごとに飼養衛生管理者を選任するよう指導するが、衛生管理区域が隣接している場合や、農場の経営形態の性質から、複数の衛生管理区域を一人で管理する場合でも飼養衛生管理が適切に遵守されると判断できる場合にあつては、同一の者を選任することについて問題はない旨を指導する。

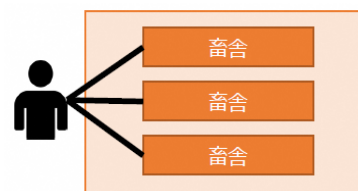
また、大規模農場に対しては、畜舎ごとに飼養衛生管理者を選任するよう指導を行うとともに、やむを得ず同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、管理する畜舎で飼養されている家畜等の合計頭羽数が規定の範囲（※）に収まるようにし、当該頭羽数を超える場合は、飼養衛生管理者を追加して選任するよう指導する。ただし、飼養衛生管理者が一つの畜舎に限って担当する場合は、頭羽数の上限はない。

なお、飼養衛生管理者の選任については、畜舎の構造や衛生管理状況等、農場の実情を勘案するよう大規模所有者に指導する。

(選任の考え方)



原則、畜舎ごとに飼養衛生管理者を選任する。1名が1畜舎の飼養衛生管理者となる場合は、頭羽数の制限はなし。



やむを得ず、1名が複数畜舎の飼養衛生管理者となる場合、管理する複数畜舎で飼養されている家畜等の合計頭羽数が、規定の範囲内である必要がある。

※ 参考：同一の者が複数畜舎の飼養衛生管理者となる場合の複数畜舎で飼養される家畜の頭羽数の範囲

家畜種	月齢	頭羽数の範囲
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛（肥育・育成を除く）	満24月以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛（肥育・育成）	満4月以上 満24月未満	3,000頭まで
乳用種の雄牛・交雑種（肥育・育成を除く）	満17月以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種（肥育・育成）	満4月以上 満17月未満	3,000頭まで
豚、いのしし	—	3,000頭まで
豚、いのしし（肥育）	満10月未満	1万頭まで
鶏、うずら	—	10万羽まで
あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	—	1万羽まで
めん羊、山羊、鹿	—	3,000頭まで

## （2）飼養衛生管理者に対する研修

家畜保健衛生所においては、地域の自衛防疫組織の総会等の機会を捉え、飼養衛生管理基準の遵守について説明を行うとともに、当該内容が広く行き渡るよう、後日、リーフレットや広報誌、ウェブサイト等を通じて、周知を図る。

## （3）飼養衛生管理者への情報提供

家畜保健衛生所は、飼養衛生管理者に対して、半年に1度を目途に伝染性疾患の発生状況や注意喚起等について、広報等により周知する。

地域で伝染性疾患が流行している場合や、国内で悪性伝染病が発生した場合などは、広報の号外を発行することで、緊急的に注意喚起を行う。また、地域の自衛防疫組織と連携の上、講習会等において当該疾患の注意喚起や衛生管理の徹底等について周知及び指導を行うとともに、関係する情報を適宜確認できるようウェブサイト充実させる。

外国人従事者については、言語によるコミュニケーションに配慮が必要な場合があることから、多言語ポスター等を活用し、飼養衛生管理が徹底されるよう指導するとともに、翻訳ソフト等の活用について検討を行う。

## （4）分割管理への対応

家畜保健衛生所は、家畜の所有者に対して、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線を分け、別々の農場として殺処分の範囲を限定する「分割管理」について周知するとともに、家畜の所有者から分割管理に係る相談があった場合には、その具体的内容を確認し、「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（令和5年9月 農林水産省消費・安全局）」に即して必要な助言指導を行う。

なお、相談のあった家畜の所有者に対しては、農場を分割したとしても、発生時の飼養状況によっては別々の農場として殺処分の範囲を限定できないことがあること、分割した



農場にも発生リスクがあり、感染拡大した場合、防疫作業が複数回に増え、再開までの時間が長期化する可能性があること等の想定されるリスクについても十分な説明を行う。

## 2 自衛防疫組織及び協議会等による取組に係る指導方針

### (1) 自衛防疫組織及び協議会の設置状況

道は、本道における家畜の伝染性疾病の侵入防止対策及びまん延防止対策を徹底するため、地域ごとに所在する各協議会と連携を図る。

特に、悪性伝染病を中心とした侵入防止対策を行うため、平時においても本庁や振興局において海外悪性伝染病警戒本部を継続設置するとともに、在札団体と連携を図り、飼養衛生管理基準の遵守や伝染性疾病発生時の迅速な注意喚起等について、各種課題の解決に向けた検討を行う。

また、全国家畜衛生主任者会議、北海道・東北ブロック家畜衛生主任者会議等において得られた飼養衛生管理基準に関する優良事例や最新の疾病対策等について、地域と情報共有を行う。

地域段階においては、振興局や家畜保健衛生所と市町村及び地域ごとに設置された自衛防疫組織や推進協議会が連携の上、家畜の伝染性疾病に対する予防措置について検討するとともに、特に、地域で課題となっている伝染性疾病対策の推進や悪性伝染病の発生に備えた防疫演習などを実施する。また、地域における飼養衛生管理の高位平準化が図られるよう、各講習会への参加や伝染性疾病の防疫に係る講習等を通じて、地域における予防体制の構築を推進する。

なお、家畜の伝染性疾病の発生状況等が著しく変化する場合など、既存の協議会での対応では困難と判断される場合にあっては、関係団体等と協議の上、課題を解決するために必要な協議会の設立について検討を行う。

#### ○ 協議会等一覧

協議会等	構成	事務局	協議内容
北海道・東北ブロック家畜衛生主任者会議	・北海道 ・青森県 ・岩手県 ・秋田県 ・宮城県 ・山形県 ・福島県	各年持ち回りによ り各道 県で事 務局を 持つ	以下に係る情報等の共有及び課題等の解決に向けた検討 ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止 ・家畜の伝染性疾病の発生状況及び最新の科学的知見 ・飼養衛生管理の優良事例、飼養衛生管理の向上のための指導事項・取組等 ・家畜伝染病発生時の防疫体制及び人員並びに資材等の供給の連携 ・家畜等の移動又は移出 ・疫学情報等のその他情報

北海道海外 悪性伝染病 防疫対策連 絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道農業協同組合中央会</li> <li>・北海道養豚生産者協会</li> <li>・北海道獣医師会</li> <li>・農業共済組合</li> <li>・北海道動物器薬協会</li> <li>・酪農畜産協会 他</li> </ul>	北海道農 業協同組 合中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性伝染病の発生に備えた体制整備</li> <li>・国内空港における靴底消毒</li> <li>・その他特記事項</li> </ul>
北海道オー エスキー病 並びに豚熱 等侵入防止 対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜畜産物衛生指導協会</li> <li>・北海道養豚生産者協会</li> <li>・北海道獣医師会</li> <li>・農業共済組合</li> <li>・北海道動物器薬協会</li> <li>・飼料工業会 他</li> </ul>	家畜畜産 物衛生指 導協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーエスキー病の他、豚熱、豚流行性下痢等 の伝染疾病対策に係る課題について検討</li> <li>・飼養衛生管理基準の遵守に係る課題検討</li> <li>・その他特記事項</li> </ul>
地域家畜自 衛防疫推進 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村</li> <li>・農業協同組合等生産者団体</li> <li>・農業共済組合</li> <li>・開業獣医師</li> <li>・生産者</li> </ul>	主に市町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において課題となる疾病に係る対策の検 討及び実施、講習会の開催</li> <li>・ワクチン接種事業の実施</li> <li>・飼養衛生管理基準の遵守等に検討</li> <li>・伝染性疾病発生時に備えた体制整備</li> <li>・その他特記事項</li> </ul>

## (2) 自主的措置の活性化に関する方針

本道では、市町村ごとに地域の自衛防疫組織が組織されており、また、各市町村の自衛防疫組織を構成員とした推進協議会が各振興局単位で組織されていることから、これまでも、ヨーネ病やサルモネラ症などの伝染性疾病の発生が確認された時の農場の消毒や、疾病予防のワクチンの接種や啓発活動などを行っているほか、家畜保健衛生所等の関係機関と連携の上、伝染性疾病の発生状況等の情報共有を行うとともに、発生予防対策やまん延防止対策、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導などを行っている。

道では、引き続き、当該体制がより強固なものとなるよう、海外悪性伝染病発生時の地域のまん延防止措置や埋却地確保等の発生農場の支援について指導するとともに、当該組織や地域が開催する講習会等において積極的に飼養衛生管理などに係る情報提供を行い、体制の維持・強化を推進する。

また、伝染性疾病が発生した場合は、農場はもとより周辺地域の消毒等の実施が重要になるが、これらの対応は個々の農場に加え、当該組織など関係者が一体となって、まん延防止措置を講じることが重要である。更に、移動牛の検査や集合施設における伝染性疾病の侵入防止体制の構築に努めることが重要である。

サルモネラ症や牛ウイルス性下痢等の疾病に対する防疫措置については、個々の農場のみならず、地域における取組が重要であることから、関係する自衛防疫組織が連携の上、地域が一体となった防疫体制の構築及び周辺農場への注意喚起を徹底するとともに、道は、

侵入防止対策及びまん延防止対策を徹底するための消費・安全対策交付金等を活用した地域独自の家畜衛生対策の確立、推進について助言を行う。

## 第5章

### 北海道による飼養衛生管理に関する指導体制について

家伝法第12条の3の4第2項第5号  
飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

#### 1 本道の指導体制の整備

##### (1) 家畜防疫員の確保及び育成

飼養衛生管理について、指導の主体となる本道の家畜保健衛生所の職員数は、長期にわたり定員数を下回っている状況にあることから、獣医学系大学との連携により、家畜衛生に係る講習の実施やインターンシップの受入れ等を積極的に行うことで、公務員獣医師の確保に努めているところである。

家畜保健衛生所の職員は、国が開催する家畜衛生講習会等への参加や、道において毎年開催する病性鑑定技術検討会（部門別検討会）や防疫演習等を通じて、より高度で新しい知識を習得するとともに、日々の業務を通じて、家畜衛生に係る能力の向上を図っている。

飼養衛生管理の指導に携わる獣医師の確保に向けては、日頃から地域の獣医師に対して情報提供に努めるとともに、自衛防疫組織内の各種協議会が主催する講習会に参加することなどを通じて、飼養衛生管理基準の指導に係る判断基準の共有化を図ることとする。

##### (2) 年間指導スケジュール

本道は、全国と比較しても家畜防疫員数に対する家畜の飼養戸数や頭数が多いため、以下のスケジュールにより、効果的かつ効率的に飼養衛生管理に係る指導を実施する。

なお、豚及び家きん以外の家畜種について、やむを得ない理由によりスケジュールに沿った巡回指導が困難な場合にあつては、画像、動画等による飼養衛生管理の確認、ICTツールの活用、飼養衛生管理に係る講習会の開催、農場の自己点検結果を踏まえた重点的な指導の実施等により、指導計画のフォローアップに努める。

家畜種	スケジュール	概要
牛	通年	通年実施している家伝法第5条に基づく発生予防に係るサーベイランス検査等の機会を捉え、少なくとも3年に1回の巡回指導を実施するとともに、この間、必要と認められる農場に対し別途実施する。
豚	通年	各地域の状況を踏まえ、通年で、6頭以上の豚を飼養農場について毎年1回の巡回指導を実施する。
家きん	渡り鳥が飛来するシーズン前	渡り鳥が飛来するシーズンを迎える前に、100羽以上の家きんを飼養する農場の全戸巡回指導を実施する。
馬 めん羊・山羊	通年	他の家畜の検査等の機会も活用し、年間を通じて巡回指導を実施する。

### (3) 家伝法第12条の5及び6に基づく指導・助言・勧告・命令及び違反者の公表

#### ア 指導及び助言の実施

飼養衛生管理基準の遵守に関して、遵守状況が著しく不十分であり、家畜の所有者が家畜保健衛生所の指導に応じず、家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該地域の畜産業に関わる全ての関係機関・団体と連携し、当該所有者への指導等の方針を協議した上で、立入検査による飼養衛生管理基準の遵守指導を反復して実施し、なお当該所有者が改善する意思を全く示さない場合、家伝法第12条の5の助言及び指導を行う。

#### イ 勧告の実施

アの指導及び助言を行った場合において、なお家畜の所有者が改善する意思を全く示さない場合、家伝法第12の6の勧告を行う。

#### ウ 命令の実施

イの勧告を行った場合において、なお家畜の所有者が改善する意思を全く示さない場合、家伝法第12の6の命令を行う。

#### エ 違反者の公表

ウの命令を行った場合において、家畜の所有者が正当な理由がなくてその命令に従わなかったときは、罰則を適用の上、その旨を公表する。

## 第6章

### 海外悪性伝染病発生時の緊急的な指導や動物園等の農場以外の施設への対応に関する事項について

家伝法第12条の3の4第2項第6号

前各号に掲げるもののほか、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関し必要な事項

#### 1 悪性伝染病発生時の緊急的な指導について

- (1) 本道の家畜において、口蹄疫や豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病が発生又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、発生場所周辺の家畜飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について緊急的に点検を行う。
- (2) 特に、周辺農場については、近隣において悪性伝染病が発生していることを踏まえ、道は、飼養衛生管理基準のうち、衛生管理区域への病原体の侵入防止及び拡散防止のための消毒の実施状況を確認するとともに、適正な実施方法について指導を行う。
- (3) 当該指導について、遵守や改善の意志を示さない場合は、必要に応じて、家伝法第34条の2に基づき緊急的に勧告、命令を行う。
- (4) 併せて、家畜の健康状態について毎日確認するとともに、飼養している家畜に異状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所に届出するよう指導を行う。
- (5) 外国人従事者に関わる事業団体等へ悪性伝染病の発生状況や海外からの郵便物に対する注意点について、継続的に指導を行う。

#### 2 動物園等の農場以外の施設への対応について

- (1) 家伝法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、いわゆる農場以外の施設（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育施設、動物取扱業者等）についても飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。また、愛玩動物の販売業者に対しては、畜産担当部局及び動物愛護担当部局と連携の下、家畜商講習会や動物取扱責任者研修等を通じて、家畜の伝染性疾病及び家畜衛生上の留意事項に関する知識の普及・啓発を行う。
- (2) 地域に体験農場などがある場合にも、日頃から広報を行うとともに、講習会への参加を促すなど、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導する。

#### 3 その他の重点取組事項について

- (1) 海外からの留学生や技能実習生に関しては、母国からの国際郵便が送付される場合もあり、当該郵便物によりアフリカ豚熱等の病原体が含まれた肉製品等が農場に持ち込まれる可能性もあることから、留学生等はもとより、当該留学生等を管理する道内大学等に対しても、悪性伝染病の発生状況や海外からの郵便物に対する注意点について、理解醸成を促す。
- (2) 道は、本道への悪性伝染病の病原体の侵入防止を徹底するため、北海道海外悪性伝染病防疫対策連絡協議会や自衛防疫組織、関係機関等と連携の上、動物検疫所が行う水際防疫

に協力するとともに、観光客の本道への出入口となる空港やフェリーターミナル等の公共交通機関において、肉製品等の持ち込みの禁止等の家畜防疫に係る事項について注意喚起するとともに、靴底消毒等の対策を徹底する。